令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」 の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注意】

- ・ 本輸入割当ては、原則として対外決済を伴う場合を対象としております。本邦から無償で輸出 し、委託加工契約により加工した輸入貨物については、「特殊事由による貨物の輸入について」 (輸入注意事項55第90号)に基づく申請手続をしてください。
- ・ 申請書類の提出時に、書類の審査を行いますので、申請内容を十分理解した方が御来省ください。なお、郵送による申請は原則として認められません。
- ・ 書類審査においては、申請書類を持参する者の本人確認を行いますので、申請書類を持参する方は、別紙様式5に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳、個人番号カード等。名刺は不可。)を併せて御用意ください。

なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分御注意ください。

・ 保税地域内での水産物輸入割当品目の売買行為は、「輸入割当て枠貸し」防止の観点から、原 則として認めていません。 (認められる場合については、次のアドレスに掲載されたPDFファイルを御参照ください。)

https://www.meti.go.jp/policy/external economy/trade control/boekikanri/download/imp ort/2006/20060714 111 im.pdf

<輸入承認証の有効期間の適正化について>【重要】

本輸入発表に係る輸入割当証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は、先着順割当ての場合を除き、原則6か月です。なお、従前のとおり、審査基準に照らして特に必要があると認められる場合には6か月を超えない範囲においてその有効期間を延長することができますが、延長できる期間は輸入承認証に切り替えた日から起算して最長で18か月となりますので御留意ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external economy/trade control/03 import/04 suisan/download/20190225.pdf

目次

1	輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位
2	輸入割当方式及び輸入割当限度数量
3	申請受付期間及び受付場所(電子申請手続の申請受付期間については5を参照のこと)

	(1)	需要者割当て	4
	(2)岁	た着順割当て	4
4		皆の資格及び申請手続等	
	(1)	需要者割当て	4
	1	申請者の資格	
	2	申請書類(電子申請手続の添付書類については5を参照のこと)	
	3	内示書の交付	
	4	割当基準	
	5	その他の注意事項	
	(2)分	た着順割当て	5
	1	申請者の資格	
	2	申請書類	
	3	割当基準	
	4	その他の注意事項	
5	輸入貿	貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続 (需要者害	ij
		申請する場合に限る。)	
	(1) 目	申請時に必要となる情報	8
	(2) 申	申請受付期間	8
	(3) 濱	忝付書類	8
	(4) 3	その他	8
6	本輸力	入発表に関する問合せ先	9
٢	메紅朱크	号様式〕原本証明書1	n
		式1〕「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」を自己の名と計算において輸入通関するこ	
_		ミーナーはら十しのめののり及びひとえてで」を自己の石と計算にあいて輸入通関するこ であることを証する書類1	
		式 2 〕輸入通関実績表	
-		式3〕「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」輸入割当消化状況報告書	
-		式4〕「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入通関実績報告書1	
_		式5〕申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員で たま四十2書籍	-
め	ることを	を証明する書類	O
令	和元年月	隻「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」需要者割当て発注限度内示書発給要領1	7
ζ	別紙様ェ	式1〕令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」需要者割当て配分先計画書 1	9
٢	別紙様:	式2〕令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」需要者割当て発注先計画書 2년	0

〔別紙様式3〕	輸入通関実績報告書	21
〔別紙様式4〕	累計輸入通関実績報告書	22
〔別紙様式5〕	販売実績報告書	23

1 輸入割当ての対象範囲及び申請に用いる数量単位

実行関税率表 の番号等	商品名	申請に用いる数量単位
1212 • 21–3	ばら干しのあおのり及びひとえぐさ	キログラム

2 輸入割当方式及び輸入割当限度数量

輸入割当方式	輸入割当限度数量(メトリック・トン)
需要者割当て	125
先着順割当て	5
計	130

3 **申請受付期間及び受付場所**(電子申請手続の申請受付期間については5を参照のこと。)

(1)需要者割当て

令和元年8月23日及び8月27日から11月22日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口:経済産業省本館14階西8

(2) 先着順割当て

令和元年8月23日から令和2年2月24日(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から午前11時45分まで

受付場所は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室申請受付窓口:経済産業省本館14階西8

4 申請者の資格及び申請手続等

(1) 需要者割当て

① 申請者の資格

水産庁長官が別途定める要領に基づく発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給を受けた者から発注を受けた者

- ② 申請書類(電子申請手続の添付書類については5を参照のこと。)
 - (a) 輸入割当申請書(2通)
 - (b) 内示書に基づく発注書の原本及びその写し
 - (c) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを証明する書類(別紙様式5)
 - (d) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (e) その他審査に必要と認められる書類
 - (注) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。

③ 内示書の交付

令和元年7月26日付け元水漁第102号「令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」需要者割当て発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

4 割当基準

4の(1)の②又は5の(3)の①により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

⑤ その他の注意事項

- ア 2以上の団体から発注を受けた申請者は、発注書に記載された数量をまとめて、1申請で提出しなければならない。
- イ 本輸入発表に係る輸入割当証明書と当該証明書に基づき取得した輸入承認証の有効期間は各々原 則6か月である。
- ウ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、輸入の有無にかかわらず、毎年1月、4月、7月 及び10月の各月10日までに、前3か月分の輸入通関実績を、内示書の発給を受けた者に報告し なければならない。また、輸入通関実績がある場合、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写しを 併せて内示書の発給を受けた者に提出すること。なお、当該報告書の内容については、才に記載す る公表のため、水産庁から貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供される。
- エ 輸入通関実績報告書等の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わないことがある。
- オ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

(2) 先着順割当て

① 申請者の資格

4の(1)を申請する者以外の者であって、次の全ての要件を満たす者

- ア 申請受付開始日(令和元年8月23日をいう。以下同じ。) に申請する者にあっては、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。) 10万米ドル以上を自己の名と計算において輸入通関した実績を有し、ばら干しのあおのり及びひとえぐさを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- イ 令和元年8月26日以降に申請する者にあっては、平成30年6月1日から申請日の前日までの 期間に実行関税率表第1部から第4部までに属する貨物(食料品に限る。)を自己の名と計算にお いて輸入通関した実績(10万米ドル未満であっても可)を有し、ばら干しのあおのり及びひとえ ぐさを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められること(自己の名で貨物 の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- ウ 本輸入発表日(令和元年7月26日)以降にばら干しのあおのり及びひとえぐさの輸入契約を締結していること
- エ 当該輸入契約に基づき、申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入 割当てを受けた日から9か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の 通関期間については、1か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関することが確 実であると認められること
- オ 平成30年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入発表(平成30年7月26日付け輸入発表第7号をいう。)に基づき先着順割当てを受けた者にあっては、輸入通関実績(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、各々の輸入割当数量の80%以上。)であること(消化実績が80%未満の場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)
- カ 本輸入発表に基づき既に先着順割当てを受けている者にあっては、当該輸入割当てを既に消化 (当該輸入割当てに基づき輸入通関したことをいう。)しているか又は消化する見込みがあること

② 申請書類

- ア 本輸入発表に基づき1回目の先着順割当てを申請する場合
 - (a) 輸入割当申請書(2通)
 - (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、 船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。た だし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
 - (c) 4の(2)の①のア又はイに示す輸入通関した実績を証する書類で次のいずれかのもの
 - 輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
 - 輸入許可通知書の写し
 - ※ 航空又は海上貨物通関情報処理システム以外により輸入申告を行った者にあっては、輸入申告書(税関の輸入許可通知書を含む。)の原本及びその写し
 - (d) 4の(2)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の輸入者(申請者)あてのインボイスの写し(ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)を提出する場合は不要。)
 - (e) 4の(2)の①のア又はイに示す輸入通関した実績に係る貨物の航空貨物運送状(AWB)又は船荷証券(B/L)の写し(ただし、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)を提出する場合は不要。)
 - (f) 4の(2)の①のア又はイについての輸入通関実績表(別紙様式2)
 - (g) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式1)及び これに係る添付書類
 - (h) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを 証明する書類(別紙様式5)
 - (i) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
 - (i) その他審査に必要と認められる書類

イ 本輸入発表に基づき2回目以降の先着順割当てを申請する場合

- (a) 輸入割当申請書(2通)
- (b) 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地、 船積予定日及び契約発効条件(輸入割当てを受けた場合発効する旨)が明記されているもの。た だし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し
- (c) 当該輸入割当証明書の写し
- (d) 輸入割当消化状況報告書(別紙様式3)
- (e) 当該消化状況を証する書類
 - 既に消化しているものについては、輸入承認証の写し及びこれに係る原本証明書(別紙参考 様式)
 - 消化する見込みがあるものについては、当該輸入契約書及びインボイス(船積予定日、到着 予定日等の輸入予定時期が記載されているもの。)の写し
- (f) 自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式1)及び これに係る添付書類
- (g) 申請書類を持参する者が申請者(代理者が申請手続を行う場合は代理者)の社員であることを 証明する書類(別紙様式5)
- (h) 代理者が申請手続を行う場合は委任状
- (i) その他審査に必要と認められる書類
- (注1) 以上に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。
- (注2) 上記提出のあった書類の「原本」は、確認後直ちに返却する。
- (注3) 上記提出のあった輸入承認証の写しについて、必要に応じて原本の提出を求めることがある。

③ 割当基準

1申請者1回当たりの割当数量は500キログラムを限度とし、契約数量の範囲内で申請のあった数量を2の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる(既に先着順割当てを受けている者にあっては、原則として当該輸入割当ての未消化分の数量を除いた数量を割り当てる。)。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し、上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行うこととする。

なお、申請書類の不備等により失格となった場合には、申請順位が次順位の有資格者に輸入割当て を行う。

また、申請受付開始日に限り、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

④ その他の注意事項

- ア 申請受付開始日から起算して1か月の間に申請した者については、輸入割当てを受けた日から9 か月(ただし、申請受付開始日から1か月以上経過した後に申請した者の通関期間については、1 か月経過するごとに1か月ずつ短縮する。)以内に輸入通関しなければならない。
- イ 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の契約内容に基づき輸入割当証明書を交付する ものである。

このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写し を輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更 の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。

ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。

また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入 通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通 関実績とは認められない。

ウ アに示す期間に当該輸入割当証明書のIIに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面(不使用報告書)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しなければならない。

なお、輸入通関実績(消化実績)が輸入割当数量の80%未満(2回以上輸入割当てを受けた者にあっては、いずれかの輸入通関実績(消化実績)が輸入割当数量の80%未満。)の場合であって、自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められるときには、次年度の先着順割当ては受けられない。

- エ 委任状による代理者の申請手続は可能である。ただし、この場合、1人の代理者が複数の申請を 取りまとめて行うことは認めていないため、他の申請者の代理者となっていない本人又は代理者が 申請する必要がある。
- オ 本輸入発表に基づき先着順割当てを申請している法人又は個人(既に割当てを取得した者を含む。)と支配関係にある法人又は個人が先着順割当てを申請した場合は、申請者に割当てを公平に行う観点から、同一の法人又は個人からの重複申請であるとみなし、割当てを行わない(申請している支配関係にある法人又は個人の全てに対して割当てを行わないことがある。)。

なお、本輸入発表において「支配関係」とは、「発行済株式総数若しくは出資総額の2分の1超 を直接若しくは間接に保有又は出資する関係」、「役員総数の2分の1超を他の申請者の役員又は 職員が兼ねる関係」、「同一の法人又は個人に直接若しくは間接に支配される関係」及び「これら 関係と同視し得る関係があると認められる関係」をいう。

カ 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日まで に輸入通関実績報告書(別紙様式4)を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出しな ければならない。

なお、輸入通関の実績がある場合は、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外 決済の事実を証する書類の写し(支払人、受取人(国名又は地域名を含む。)、支払先銀行(国名又 は地域名を含む。)及び金額が確認できるもの。また、輸入承認証の裏面に記載された税関申告番 号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号、送状金額及び税関の輸入許可日等 を余白に明記すること。)を併せて提出する。

- キ 輸入通関実績報告書及び添付書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸入割当てを行わない ことがある。
- ク 本輸入発表に基づき輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名(会社名)、住所及び輸入割当数量を公表する。

また、当該輸入割当てに対する輸入通関実績(消化実績)についても、別途公表する。

5 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続(需要者割当てを申請する場合に限る。)

電子申請を行う場合には、輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号。以下「輸入規則」という。)の規定による「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「運用通達」という。)及び「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け平成22・02・04貿局第2号・輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)の規定を準用すること。

なお、この場合においては、以下に注意すること。

- (1) 申請時に必要となる情報
 - ① 品目コード GL
 - ② 申請受付窓口及び申請部署コード 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室 SAE
- (2) 申請受付期間

需要者割当て

令和元年8月23日から11月22日まで

- (注1) 申請データの経済産業省への到着が平日の午後3時30分を過ぎた場合は、その日の申請とは みなさず、翌営業日から申請データの確認を行うものとする。
- (注2) 申請受付最終日の午後3時30分までに経済産業省に申請データが到着したものを、申請受付期間内に申請されたものとする。
- (3)添付書類
 - ① 需要者割当てを申請する場合
 - (a) 内示書に基づく発注書及びこれに係る原本証明書(別紙参考様式)
 - (b) その他審査に必要と認められる書類
 - ② 輸入規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合には、運用通達に規定する交付依頼書(様式自由)
 - (注)添付書類等については、申請受付窓口に持参又は郵送で提出することができる。

(4) その他

新たに電子申請を行うことを希望する者は、「特定手続等に係る申請者の届出について」(平成12年3月23日付け平成12・03・15貿局第2号・輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号)に従い、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社からNACCS利用者IDを取得した上で、

次の窓口に必要な届け出を行うこと。

<電子申請届出受付窓口>

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課電子化・効率化推進室

T100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

e-mail: qqfcbj@meti.go.jp

ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/external economy/trade control/05 naccs/naccs.html

6 本輸入発表に関する問合せ先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)

T100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話 03 (3501) 0532

電話対応時間

9:30~17:00(12:00~13:00を除く。)

(ただし、行政機関の休日を除く。)

ホームページ

 $\underline{\text{https://www.meti.go. jp/policy/external economy/trade control/03 import/04 suisan/index.html}$

令和 年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

申請者名 記名押印 又は署名 資格

令和元年7月26日付け輸入発表第7号に基づく、「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入割当ての申請に係る提出書類のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する原本と相違ないことを証明します。

また、当該原本を当社で保管し、依頼に応じて速やかに提出することを誓います。

書類名及び書類番号等

〔別紙様式1〕

「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項目		ば	ら干	しのあおの	り及びひとえ	えぐさ		
(1)社 名								
(2)登記簿上の住所 (ビル名・ 階数明記	11							
(3) 実際の営業場所(同上)								
(4)電 話 番 号								
(5)代 表 者	I	毛 名		従、非専従 の別	非専従の意義職先の意義の表で表現。 まける役	名称	のあおの)「ばら干し)り及びひと の輸入割当
				事 • 非				• 無
				事・非				• 無
				事・ 非				• 無
(6) そ の 他 の 役 員				専・非				• 無
				事・非				• 無
				事・非				• 無
(7)専 従 の 職 員 数	+	名		専 ・ 非 3)決算時期	<u> </u>	月 ๋	<u></u> 1	· 無
(7) 等 1c の 職 員 数 (9)「ばら干しのあおのり及びひっ えぐさ」の担当の役員及び職員の 氏名		日 (員氏名)	(6		当職員氏名)	Л		Я
	ı	氐 名		持株数	持株数の総に占める比		「ばら干	る場合には、 しのあおのり えぐさ」の輸 の有無
(10) 株主構成 持株数の順						%	有	• 無
上位5名を 記載						%	有	• 無
(10 11						%	有	• 無
						%		• 無
	 				<u></u>	%		• 無
(11) 本輸入発表に基づき商社割当 若しくは先着順割当てを申請し ている他の法人又は個人(既に		①「発行済株式総数は出資する関係」	1 127	ないこと。				
当てを取得した者を含む。)と		②「役員総数の2分 と。	うの 1	1 超を他の申	請者の役員又	ま職員か	で兼ねる関係	糸」にないこ
配関係にないことの確認 (①~④について確認の上、全ての[③「同一の法人又は	は個ノ	人に直接若し	くは間接に支配	配される	関係」に	ないこと。
にチェック(☑)すること	- 11	④「これら関係と同	司視し	 一得る関係が	あると認めら;	れる関係	を にない	こと。
(12) 「ばら干しのあおのり及びひ	- -	(開設銀行:			開設依頼人:)
えぐさ」の輸入代金の決済方法	②T/T							
①、②、③、④のいずれかに〇をつけること	③B/C ④その他							
(13) 国内販売予定先	社	名		種	別		数	量

(以下は記入しないこと)

法 人 登 記	可・否	役員構成	可 · 否 〔 親会社 〕 ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可 · 否 〔 親会社 〕 ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否		
独立の会計処理	可・否	判定	可 · 否 〔1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、 当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務先において、非常勤かつ無給の場合は 専従とみなす。)。
 - 2 (13)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、小売業者、飲食店、その他の別を記載すること。
 - 3 用紙は、A列4番縦長とすること。
 - 4 (6)及び(13)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

[添付書類(各1部)]

① 法人の場合

(株式上場会社)

・直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の法人)

- ・法人の登記簿謄本の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出し、受領された確定申告書のうち別表一の写し(電子申告の場合は税務署の電子申告済表記があること、又は送信データ受付完了画面などの写しを添付のこと。)
- ・直近1か年の決算報告書

② 法人以外の場合

- ・申請者本人の住民票の写し(申請日より3か月前までに発行されたものに限る。)
- ・事務所建物若しくは自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類について、当該申請から1年以内の他の輸入割当申請時に、既に提出しているものと同一の場合には、当該書類については、他の輸入割当申請時に提出した旨(「輸入割当品目」、「割当方式」及び「割当申請日」を必ず記載のこと)を記載した理由書により代用することができる。

輸入通関実績表(平成30年6月1日から令和年月日まで)

住 所 会 社 名

輸入承認証(I/L)又(は輸入許可通知書			輸	入	通	関	実	績			
輸入承認証番号 又は申告番号	送状金額(I/L) 又は通関金額	通関年月日	商	品	名		数	量		金	額	
								キログラム				米ドル
合 計												

- (注) 1 輸入通関実績の「金額」の欄は以下により記載すること。
 - ① 輸入承認証の場合は、送状金額を記載し、輸入許可通知書の場合は、通関金額を記載すること。
 - ② 輸入許可通知書の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ③ 輸入承認証 (数量により輸入割当てが行われたもの) の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、通関時のレートで換算し、米ドル表示にすること。
 - ④ 輸入承認証<u>(金額により輸入割当てが行われたもの)</u>の通関金額が米ドル以外の表示の場合は、当該輸入承認証の承認日に適用された月レート(外国為替の取引等の報告に関する省令第35条第2号の規定に基づく「日本銀行において公示する相場」)で換算し、米ドル表示にすること。
 - 2 用紙は、A列4番横長とすること。

「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」 輸 入 割 当 消 化 状 況 報 告 書

住 所 会 社 名

(令	和	年		月		日瑪	(在)																														Ì	単位:	k g
			‡	谕入	割当 (I		明書		輸入承認証 (I / L)			I / L 未振替			輸	輸入通関実績				⁄ L 替後		8 失 効			9			10	1			12							
		月	有	及	割証明番	当 事 号	省 ① 禁 数 号) 【 量	月	日有	年及効限	② 数	■	③ 失 数	効	④ 有残	効量	年	月		⑤ 数	量	⑥ 失 数	効	⑦有残	効量	(3)	量	計	残	ず 量 ii +⑦	H	⑨ σ. 契約)うち	計量	うに	申係約量	数 (①	足量 - (⑨ - ⑩))
先着	1																																						
順割当	2																																						
ョて	3																																						
1	合計																																						

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式4〕

「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	GL - (AE) - 19-	-
割当方式		住
B) 3 / X	기 기급 기반 오	会
割 当 日	令和 年 月 日	担
割当数量(KGS)		電
A) (A)		F

提	出	年	月	日	
住				所	
会		社		名	
担	当	礻	Í	名	
電				話	
F		Α		Х	

年					年計	累計	残量	消化率 (%)								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A) – (B)	(B) / (A)
														(前年からの累計)		
														(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を〇囲み) 有効 ・ 失効

※失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した(消化率100%)場合
- ②I/Lの有効期限が到来した場合

※報告書提出の際は、次の2種類の書類を添付してください。

輸入承認証(I/L)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 • 無()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 • 無()

- ※各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに郵送にて提出してください。
- ※失効の場合、翌月以降の提出は不要です。

提出先 : 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部農水産室 水産班宛て (注) 用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式5〕

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名 記名押印 又は署名 資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、令和元年7月26日付け輸入発表第7号に基づく、「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名

氏 名

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」需要者割当て発注限度内示書発給要領

令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」の輸入割当てについての輸入発表(令和元年7月26日付け輸入発表第7号。以下「輸入発表」という。)の4(1)①に基づく発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給は、下記により行う。

記

1 内示書の発給

(1)輸入割当限度数量

輸入割当限度数量は、125メトリック・トンとする。

(2) 内示書の発給を受ける資格

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受ける資格を有する者は、次の団体とする。

全国漁業協同組合連合会

全国海苔貝類漁業協同組合連合会

全国加工海苔協同組合連合会

(3) 内示書の発給申請期間

(2)の団体であって、本要領に基づく内示書の発給を受けようとする者は、令和元年8月9日までに書面(発注限度内示書発給申請書)によりその旨を水産庁長官に通知すること。

(4) 内示書発給後の提出書類

本要領により水産庁長官から内示書の発給を受けた者(以下単に「内示書の発給を受けた者」という。) は、遅滞なく、配分先計画書(別紙様式1)及び発注先計画書(別紙様式2)を水産庁長官に提出しなければならない。提出後に変更が生じた場合についても、遅滞なく、変更後の別紙様式1及び別紙様式2を提出すること。

(5) 内示書の発給を受けた者が内示書を返納しようとするとき、又は内示書の内容に意見があるときは、速やかに書面によりその旨を水産庁長官に通知すること。

2 発注方法等

内示書の発給を受けた者は、次の方法で発注を行わなければならない。

- (1)加工業者等の要望等に基づきつつ、加工原料として使用するための発注であることを明確にした上で輸入 商社等に対して発注を行うこと。
- (2)発注を行うに当たっては、発注を受ける者が自ら輸入通関することが確実であると認められる者であることを、有価証券報告書又は法人の登記簿謄本等により確認すること。また、過去に同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者に発注する場合、当該需要者割当てに係る輸入通関実績があることを確認すること。
- (3) 発注を受ける者が、前々年度に本要領と同一の品目に係る輸入発表に基づき需要者割当てを受けた者であって、かつ、当該需要者割当てを受けた日から平成31年3月末日までの輸入通関実績(消化実績)が当該需要者割当ての80%未満であるときは、そのことに自然災害(不漁を除く。)などの申請者の責によらない合理的な理由がないと認められる場合、今年度の発注数量は当該輸入通関実績(消化実績)を上限としなければならない。

3 実績報告

- (1) 内示書の発給を受けた者は、毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに、提出月の前3ヶ月分の輸入通関実績に関する次の報告書類を持参又は郵送で水産庁に提出すること。
 - ① 輸入通関実績報告書(別紙様式3)
 - ② 累計輸入通関実績報告書(別紙様式4)
 - ③ 輸入通関実績がある場合にあっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し
 - ④ 輸入通関実績があり、かつ、電子申請を行っている場合にあっては、輸入承認証付属の月別裏書実績 の写し
- (2) 内示書の発給を受けた者は、毎年4月15日までに、前年1年間(1月から12月まで)の発注先別販売 実績について、販売実績報告書(別紙様式5)により水産庁に報告すること。

4 提出先

水産庁長官又は水産庁に提出しなければならない書類の提出先は、次のとおりとする。

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室 輸入割当て担当

住所 〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号 03-3501-1961

FAX番号 03-3508-1357

5 その他の事項

- (1) 内示書の発給を受けた者は、当該内示書に係る輸入品の取扱いについて水産庁長官の指示に従わなければならない。
- (2) 本要領に基づいて提出された報告書の内容については、本要領に係る輸入発表に基づいて公表するため、 水産庁から経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室に提供する。

年 月 日

水産庁長官殿

団体名 印

令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」需要者割当て 配分先計画書

発注年月日	配分先名	配分数量(MT)
	未配分	
	合計 かった 本宝の場合は概数を記入する	7

配分先は加工業者単位で記入する。未定の場合は概数を記入する。

年 月 日

水産庁長官殿

団体名 印

令和元年度「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」需要者割当て 発注先計画書

発注年月日	発注先名	発注数量(MT)
	未発注	
	合計	
·	<u> </u>	

別紙様式3 (毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに郵送又は持参で提出)

輸入通関実績報告書

報告月年 ~ 月 通関実績報告年月日団体名担当者名割当方式 需要者割当て電話番号品目名FAX番号単位メールアドレス

割当年度 年度

輸入者名	承認番号※	通関年月日	年月	年	月	年 月	品名	船積地域
			, ,	<u>'</u>				

[※] 輸入承認証の承認番号での管理が難しければ、従来どおり輸入割当証明書の番号でも構わない。

別紙様式4 (毎年1月、4月、7月及び10月の各月15日までに郵送又は持参で提出)

累計輸入通関実績報告書

報告月年 ~ 月 通関実績報告年月日団体名担当者名割当方式需要者割当て電話番号品目名FAX番号単位メールアドレス

単位			メールアドレス							
輸入者名	割当実績	前月までの 累計通関実績	年	月	年	月		月	今回報告の 3ヶ月分含む 累計通関実績	消化率
年度割当 合計※										
L										
年度割当 合計										
年度割当 合計										
W +14+14+++										

[※] 報告対象年度は、当年度を含む直近3年度とする。

別紙様式5 (前年1年間(1月~12月)の販売実績について、毎年4月15日までに郵送又は持参で提出)

販売実績報告書

報告年年(1~12月合計)報告年月日団体名担当者名割当方式需要者割当て電話番号品目名FAX番号

単位メールアドレス

割当年度 年度

割当年度		販売実績
光注尤名	販売先名	
5. 5. 本字结件加工类字单位		

販売実績は加工業者単位で記入する。